

(参考) スライド条項（焼津市建設工事請負契約約款第 25 条）について

項 目		全体スライド (第 1 項～第 4 項)	単品スライド (第 5 項)	インフレスライド (第 6 項)
適用対象工事		工期が 12 ヶ月を超える工事 ただし、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事（比較的大規模な長期工事）	すべての工事 ただし、残工期が 2 ヶ月以上ある工事	すべての工事 ただし、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請 負 額 変更方法	対 象	請負契約締結の日から 12 ヶ月経過した 基準日以降の残工事量に対する資材、 労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定 の資材（鋼材類、燃料油類等）	本通知に基づき、賃金水準の変更がな された日以降の基準日以降の残工事量 に対する資材、労務単価等
	受発注者 の 負 担	残工事費の 1.5%	対象工事費の 1.0% （ただし、全体スライド又はインフ レスライドと併用の場合、全体スライド 又はインフレスライド適用期間におけ る負担はなし）	残工事費の 1.0% （約款第 29 条「天災不可抗力条項」に 準拠し、建設業者の経営上最小限度必 要な利益まで損なわないよう定められ た「1%」を採用）
	再スライド	可能 （全体スライド又はインフレスライド 適用後、12 ヶ月経過後に適用可能）	なし （部分払いを行った出来高部分を除い た工期内全ての特定資材が対象のため、 再スライドの必要がない）	可能 （賃金水準の変更がなされる都度、適 用可能。ただし、当該賃金水準の変更が 対象となるかは別途通知を行う。）